

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	市民税課長 渡辺 正明	市民税課長 望月 信洋	事後	人事異動に伴う変更
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 宛名特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	福祉総務課	生活支援課	事後	機構改革に伴う変更
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	福祉総務課	生活支援課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年8月13日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名 ②法令上の根拠	(特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号 法第19条 別表第2 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号 法第19条 別表第2 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年7月6日	別紙2 特定個人情報の提供先37 ①法令上の根拠	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(58)件	提供を行っている(59)件	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	移転を行っている(22)件	移転を行っている(24)件	事後	記載内容の修正

平成30年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転（委託に伴うものを除く） 提供先3 ①法令上の根拠	地方税法第321条の7	地方税法第321条の7の2	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務1 移転 先	こども未来課	保育幼稚園課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年8月13日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務9 ②移 転先における用途	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による 保険給付の支給又は保険料の徴収に冠する事務で あって主務省令で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による 保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の 実施に冠する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務14 移転 先	高齢者介護支援課	高齢者支援課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年8月13日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務19 ②移 転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢 者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢 者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業 の実施に関する事務であって主務省令で定めるも の	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙1 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務23 移転 先	こども未来課	保育幼稚園課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供 先6 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録 又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費 若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里 親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、 高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児 食費等給付費の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供 先16 提供先	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市町村	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市町村長	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供 先20 提供先	—	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供 先20 ①法令上の根拠	—	番号法第19条第7号別表第2 38の項	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供 先20 ②提供先における用途	—	学校保健安全法による医療に要する費用につい ての援助に関する事務であって主務省令で定めるも の	事後	法令等の改正に伴う変更

平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先25 提供先	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先38 提供先	市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げるものを含む）	市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先40 ②提供先における用途	昭和60年法律第34号附則第87条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先41 提供先	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事または市町村長	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先41 ①法令上の根拠	—	番号法第19条第7号別表第2 85の2の項	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先41 ②提供先における用途	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令に定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先50 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先51 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2 1079の項	番号法第19条第7号別表第2 107の項	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先56の次の項	厚生労働大臣	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先56の次の項 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2 117の項	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先56の次の項 ①法令上の根拠	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	削除	事後	記載内容の修正

平成30年8月13日	別紙2 特定個人情報の提供先57 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2 120の項	番号法第19条第7号別表第2 119の項	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先1 移転先	こども未来課	保育幼稚園課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先3 移転先	健康対策課	健康政策課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先3の次の項 移転先	障害福祉課	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先3の次の項 ①法令上の根拠	番号法第9条 1の項別表第1 12の項	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先3の次の項 ②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先6の次の項 移転先	学務課	削除	事後	別紙2へ移記
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先6の次の項 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づき制定する条例	削除	事後	別紙2へ移記
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先6の次の項 ②移転先における用途	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	別紙2へ移記
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先6の次の項 ⑥移転方法	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先7 ②移転先における用途	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先7の次の項 移転先	障害福祉課	削除	事後	記載内容の修正

平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先7の次の項 ①法令上の根拠	番号法第9条 1の項別表第1 34の項	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先7の次の項 ②移転先における用途	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先7の次の項 ⑥移転方法	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先8の項 移転先	—	住宅政策課	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先8の項 ①法令上の根拠	—	番号法第9条 1の項別表第1 35の項	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先8の項 ②移転先における用途	—	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先8の項 ⑥移転方法	—	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先10の項 移転先	高齢者介護支援課	高齢者支援課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先13の項 移転先	健康対策課	こども未来課 地域保健課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先15の項 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先16の項 移転先	—	住宅政策課	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先16の項 ①法令上の根拠	—	番号法第9条 1の項別表第1 61の2の項	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先16の項 ②移転先における用途	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更

平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先16の項 ⑥移転方法	—	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	事後	法令等の改正に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先18の次の項 移転先	健康政策課	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先18の次の項 ①法令上の根拠	番号法第9条 1の項別表第1 76の項	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先18の次の項 ②移転先における用途	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先18の次の項 ⑥移転方法	庁内連携システム	削除	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先20の項 移転先	子ども未来課	保育幼稚園課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先21の項 移転先	—	障害福祉課	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先21の項 ①法令上の根拠	—	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先21の項 ②移転先における用途	—	富士市重度心身障害児及び重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和48年条例第10号）による医療費の助成に関する事務	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先21の項 ⑥移転方法	—	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先22の項 移転先	—	障害福祉課	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先22の項 ①法令上の根拠	—	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先22の項 ②移転先における用途	—	富士市精神障害者医療費助成金支給条例（昭和49年条例第9号）による医療費の助成に関する事務	事後	記載内容の修正

平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先22の項 ⑥移転方法	—	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先23の項 移転先	—	こども家庭課	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先23の項 ①法令上の根拠	—	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先23の項 ②移転先における用途	—	富士市母子家庭等医療費助成金支給条例（昭和55年条例第7号）による医療費の助成に関する事務	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先23の項 ⑥移転方法	—	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	事前	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先24の項 移転先	—	こども家庭課	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先24の項 ①法令上の根拠	—	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先24の項 ②移転先における用途	—	富士市こども医療費助成金支給条例（平成9年条例第34号）による医療費の助成に関する事務	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の移転先24の項 ⑥移転方法	—	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の提供先1の項 提供先	—	富士市教育委員会学務課	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の提供先1の項 ①法令上の根拠	—	番号法第19条第10号に基づき制定する条例	事後	記載内容の修正
平成30年8月13日	別紙3 特定個人情報の提供先1の項 ②提供先における用途	—	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載内容の修正

